

第四次地域管理経営計画書 第一次変更計画書

(胆振東部森林計画区)

計画期間

自	平成23年 4月 1日
至	平成28年 3月31日

経常計画策定年月日：平成23年 3月30日
第一次変更計画策定年月日：平成24年 3月30日

北海道森林管理局

胆振東部森林計画区の第四次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第8項に基づき変更するものである。

- 1 「地域管理経営計画書、国有林野施業実施計画書及び伐採造林計画簿作成様式について」の一部改正について（平成23年11月2日付け23林国経第24号）に基づき記載事項を変更する。
- 2 森林・林業再生プランを踏まえ、効率的な路網整備や間伐等の森林施業を推進するため、また高度な知識・技術と豊富な実務経験を有する人材を育成するため、林道にかかる計画及び林業技術の指導、普及に関する計画を変更する。

なお、本変更計画は、平成24年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	
イ 機能類型ごとの管理経営の方向	(9) 1
④ その他	(-) 1
(4) 主要事業の実施に関する事項	
エ 林道の開設及び改良の総量	(14) 2
6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	
エ フォレスターの育成	(-) 2

注：1 () 書は変更前の計画書の頁である。

2 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、下線部が変更・追加等の箇所である。

3 現行の計画書及び別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」の本文中にある「作業道」は「林道」へ、「作業路」「作業路網」は「森林作業道等」へそれぞれ読み替えることとする。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

イ 機能類型ごとの管理経営の方向

【現行計画】

本森林計画区の国有林野を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて以下のとおり管理経営を行うこととする。

【変更計画】

本森林計画区の国有林野を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」の機能類型に区分し、それぞれの目的に応じて以下のとおり管理経営を行うこととする。なお、各機能の發揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、地域ごとのニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

④ その他

【現行計画】

記載なし

【変更計画】

国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と国有林の機能類型との関係

機能類型			公益的機能別施業森林			
水土保全林	国土保全タイプ	水源涵養機能維持増進森林	水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健・文化機能維持増進森林
		土砂流出崩壊防備	○	○		
	気象害防備	○	○	○		
森林と人との共生林	水源かん養タイプ		○			
	自然維持タイプ		○	※		○
	森林空間利用タイプ		○	※		○
資源の循環利用林			○			

※公益的機能別施業森林区分の「山地災害防止機能／土壤保全機能維持増進森林」は、立地条件により「森林と人との共生林」の一部を含む。

(4) 主要事業の実施に関する事項

工 林道の開設及び改良の総量

【現行計画】

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
	9	15,000	8	1,930

【変更計画】

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
	<u>30</u>	<u>42,400</u>	8	1,930

6 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

工 フォレスターの育成

【現行計画】

記載なし

【変更計画】

森林・林業再生プランのポイントでもある持続可能な森林経営を実現していくため、森林経営計画の認定・実行監理など森林計画制度の運用を現場で担う市町村を技術面から支援する新たな人材として、高度な知識・技術と豊富な実務経験を有するフォレスターを育成する。